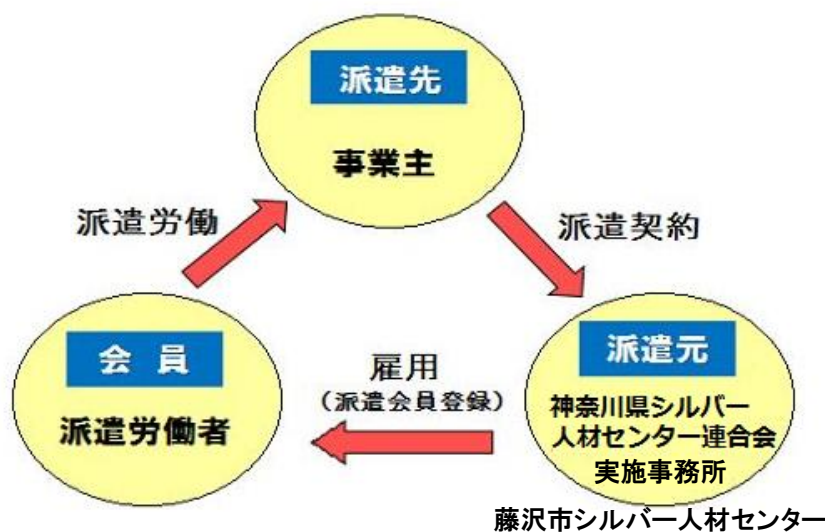


一般労働者派遣事業 を開始しました!!

皆様からのお声掛けで、お仕事の幅が広がります。

◆ 「一般労働者派遣事業」とは？

センターでは会員皆様の就業機会拡大につなげるため、請負や委任による働き方だけでは対応できなかった「発注者の従業員との混在作業」や「指揮命令を受ける作業」等、多様な働き方が可能となるシルバー派遣事業を始めました。



◆ 会員の皆様へ

- 一般労働者派遣事業は、神奈川県シルバー人材センター連合会との労働契約に基づいて働くこととなります。本市シルバー人材センターは、実施事務所として契約事務等業務を行います。
- 働く形態は「臨時的・短期的な就業、軽易な業務になります。
- 派遣労働契約が成立しますと、会員は派遣先の指揮命令を受けて、働くこととなります。
- 働いた対価は「賃金」として支払われます。
- 一人の会員が従来の請負・委任による働き方と、派遣による働き方の両方を就業することが可能です。

★ご希望の方は、お気軽にご相談ください!!

(公財) 藤沢市まちづくり協会

シルバー人材センター

担当：山口、辻川

(電話 0466-27-1100)

シルバー人材センター



◆ 事業主の皆様へ

- 派遣労働者は、「臨時的・短期的な就業（月１０日以内）またはその他の軽易な業務（週２０時間未満）」の就業になります。
- 労働者派遣契約を締結し、派遣労働会員を派遣します。
- 労働者派遣契約に基づき派遣契約料金をお支払いいただくことになります。